

地方分権の推進による都市自治の確立に関する要望

真の分権型社会を実現し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成していくことが重要な課題となっている。

また、21世紀を迎え、我が国の内政を取り巻く環境は大きく変貌しており、「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた地方分権型の新しい行政システムを構築し、自主・自立の地域社会の実現が求められている。

よって、国は、地方分権の理念を踏まえ、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方分権の推進について

(1) 自主・自立の行財政運営が可能となるよう、三位一体の改革を確実に具体化し、第一次地方分権改革の残された最大の課題となっている国から地方への税源移譲等による地方自主財源の充実強化を早急に行う等都市税財政基盤の確立を図ること。

(2) 都市自治体が、自立性の高い行政主体として、地域の特性を生かした豊かな地域社会を形成していくことができるよう、人口規模等に応じて、都市計画や農地転用等まちづくりをはじめとする事務・事業の更なる移譲を推進するとともに、さまざまな国の関与の廃止、縮減を一層進めること。

また、中核市については政令指定都市と同様に、特例市につい

ては中核市と同様になるよう事務・事業の移譲等を図ること。

2．市町村合併に関する支援等の充実について

- (1) 市町村合併の推進については、自主的合併が円滑に進展するよう的確な情報提供をさらに強化するとともに、社会的、経済的な地域の実態や合併後の行政運営を十分考慮し、適切な財政支援措置等を講じること。
- (2) 現行の合併特例法による財政支援等については、期限までに手続きが一定段階まで進んでいたものについて経過措置を講じること。
- (3) 合併に関する新たな法律においては、市町村の行財政運営の状況を十分踏まえた適切な措置を講じること。
- (4) 市町村合併に伴う電算処理システム等の統合及び整備等に要する経費について、明確な財政支援措置等を講じること。
- (5) 合併により政令指定都市となる場合の行政区のあり方については、行政区の権限を強め、住民自治の充実・強化を図る仕組みを検討するとともに、中核市並びに特例市の人口要件の緩和措置を講じること。
- (6) 県境を越えた合併については、同一県内の合併と異なり、様々な困難が生じている。よって、国においては、合併の最終判断について、あくまでも関係市町村の決定を尊重することとするなど、適切な措置を講じること。
- (7) 市町村合併に伴う退職手当組合の加入脱退時に生じる財政負担

について、適切な措置を講じること。

(8) LGWAN の導入に関し、合併後におけるシステム構築が可能となるよう、導入スケジュールの調整等、制度の緩和を図ること。

3．地域自治組織（仮称）の創設について

基礎的自治体における新しい仕組みとしての地域自治組織（仮称）については、一般的な制度として創設するとともに、多様な類型を設けつつ、それらの中から自治体の判断で条例により、必要な地域に任意に設置できる制度とすること。

4．分権型社会の進展に伴い、行政の重要なパートナーの一つとして地域における住民サービスを協働して担うこととなる NPO 法人の社会貢献活動の活性化を図る観点から、NPO 法人に対する税制の取扱いについては、活動実態を踏まえ適切に対応するとともに、NPO 支援税制の要件緩和を図ること。

5．多様化した住民ニーズに適切に対応するためには、郵便局との連携をはじめ多様なサービスの提供方法の検討が必要となっている。

よって、国は、郵便局における地方公共団体の特定の事務の取扱いに関し、本人確認の確実な実施、個人情報への厳重な保護、責任体制の確立など万全の措置を講じつつ、本人の委任状による代理人の請求についても取扱いの対象となるよう検討すること。

以上要望する。

電子自治体の構築に関する要望

国は、世界最先端のIT国家になるという目標を掲げ、「e-Japan戦略」を策定し、現在、幅広い国民・事業者のIT化の促進を図っている。

一方、都市自治体においても、この国の取り組みと歩調を合わせ積極的に取り組んでいるところであるが、電子自治体の円滑な推進には多岐にわたる課題を解決していく必要がある。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 電子自治体の推進について

(1) 電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用について、財政面及び技術面の一層の支援措置を講じること。

また、電子自治体の構築を推進するため、地方公共団体の業務の標準化及びシステム開発等の共同化への取り組み等について、財政面及び技術面での支援を強化すること。

(2) 地域間及び住民間に生じる様々な情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、技術支援、人材育成等について必要な措置を講ずること。特に、高齢者や障害者が利用しやすい機器の開発や導入の促進等、誰もがITの利便性を享受できる情報通信環境を整備すること。

(3) 国の各省のネットワークについては、可能な限りL G W A Nに集約統合するとともに、その利活用に積極的に取り組むこと。

2．住民基本台帳ネットワークシステムの円滑な運営等について

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムについては、システム構築や今後の運用管理に係る経費等について、明確な財政支援措置を講じるとともに、不交付団体も含めた財政支援措置の充実を図ること。
- (2) 地方公共団体に対して正確で迅速な情報提供を行うこと。また、国民の十分な理解が得られるよう、システムの仕組みや制度について、さらなる広報活動を実施すること。
- (3) 個人情報保護の観点から、住民基本台帳の大量閲覧等について請求者の範囲の制限など、法的な措置を講じること。

3 登記所の統廃合に伴う行政サービスの低下を防止するため、地方自治体や郵便局など住民に身近な窓口において登記簿の謄抄本等の交付や諸証明の発行ができるような仕組みを構築すること。

4．NTT通話区域について、社会経済圏の広域化等を十分考慮し、利用者の利便性の向上等を図るため、都道府県をそれぞれ一つのユニットとした単位料金区域に改めること。

5．電磁的記録式投票制度が全国に普及するための導入促進策を講じるとともに、国政選挙への導入をも含めた法的整備を講じること。また、電子投票制度の導入に要する経費について、十分な財政支援措置を講じること。

以上要望する。

防災・災害対策の充実強化等に関する要望

都市自治体は、阪神・淡路大震災を教訓として、今後予測される東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震など大規模地震に即応できる震災対策に加え、最近における宮城県北部地震、十勝沖地震や梅雨前線豪雨災害などを踏まえ、各種の災害に対応する総合的な防災対策等を確立していくことが強く望まれている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．消防・防災施設整備及び設備整備等について

- (1) 消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、防災情報伝達システムの整備、ヘリポート整備及び防災資機材備蓄整備、消防車両の更新等について財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 消防防災施設等整備事業等に係る補助基準額を見直すとともに、補助採択基準額を引下げる等実態に即したものとすること。
- (3) 過疎地域自立促進特別措置法の特例措置に関し、高規格救急自動車及び高度救命用資機材を対象事業に加えるなど制度の充実を図ること。

2．災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震化対策について、十分な財政支援措置を講じること。

- 3．平成16年度までとなっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」において平成17年度までとなっている補助の特例等に関する規定を延長すること。
- 4．地震防災対策事業の実施に当たり増大する市町村負担に対して、所要の財源対策を講じるとともに、避難地や避難道路等に係る用地取得について、土地収用法第3条に規定する事業として租税特別措置法による特例の対象とすること。
- 5．災害時における地域住民の安全確保を図るため、自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。
- 6．自然災害による被災者の生活再建支援制度について、適用要件等の緩和や支給限度額の引上げ等制度の充実を図ること。
- 7．市町村合併後の防災無線の周波数について、統合に相当の経費を要することから、統合期間を合併市町村の建設計画期間内とするなど弾力的に対応すること。
- 8．災害援護資金貸付金の償還について、少額償還者、その他正当な理由が認められる者に対して償還期間の延長を認めるなど、特段の措置を講じること。

以上要望する。

国民保護法制の早期明確化等に関する要望

武力攻撃事態対処関連法の公布に伴う「国民の保護のための法制」については、武力攻撃事態対処法の施行の日から1年以内を目標に整備することとされている。同法制は、今後、地方公共団体が重要な役割を担うこととなり、国民の権利・義務とも密接な関係を有し、その検討事項は多岐に及ぶことから、その整備に当たっては、地方公共団体や民間機関等からの意見聴取等をはじめとして密接な調整を図ることが不可欠である。

よって、国は、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．国と地方公共団体の具体的な責務や役割分担、費用負担、情報提供など、地方公共団体や市民に関わりのある事項について、早期に具体的内容を明確にすること。
- 2．「国民の保護のための法制」等の整備に当たっては、地方公共団体に対して十分な説明を行うとともに、その意見を尊重すること。併せて、同法制を早期に整備すること。

以上要望する。

北方領土の返還促進に関する要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願である。

よって、国は、一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向けた外交交渉を国際世論の喚起に努めながら一層加速化させ、引き続き最大限の努力を行うこと。

以上要望する。

外国人登録制度の改善に関する要望

外国人登録制度について、在留外国人の負担の軽減を図るため、外国人登録証明書の常時携帯義務の廃止、各種義務年齢の引上げ等、外国人登録制度の抜本的な改善措置を講じること。

以上要望する。

地籍調査事業の推進に関する要望

国土利用の高度化と地籍の明確化を目的とした地籍調査事業は、平成12年度から「第5次国土調査事業十箇年計画」に基づき実施されており、本計画において、外部への委託や簡便な調査手法などの事業促進策が導入されたところである。

しかしながら、今なお、都市自治体においては、大きな財政負担と膨大な事務処理が必要であり、計画的な地籍調査事業の推進に支障をきたしているのが現状である。

よって、国は、地籍調査事業を推進するため、必要かつ十分な予算措置を講じるとともに、同事業の補助対象の実態に即した改善を図ること。

以上要望する。

人権擁護の推進に関する要望

今日、わが国では社会情勢の変化や国際化によって、さまざまな人権問題が生じている。人権擁護の推進と啓発を図り、住民の基本的な人権を護るため、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を確立すること。
- 2．インターネット上のプライバシー侵害や人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別情報の即時解除等について十分な措置を定めた法制度を整備すること。
- 3．基本的人権の侵害につながるおそれのある身元調査を防止するため、規制制度の早期確立を図ること。
- 4．性同一性障害者の性別の取扱いの特例について法整備がされたところであるが、引き続き、法令等で定める公文書について、性別記載の廃止を進めるべくその様式の改善を図ること。

以上要望する。

公務員制度改革の推進に関する要望

新人事制度の構築、能力評価及び業績評価からなる新評価制度の導入などを内容とする公務員制度改革は、地方公務員にとっても公務効率や職員モラルの維持向上が図られるとともに、弾力的な人事配置を可能とするものである。

しかしながら、第 156 回通常国会には関係法案の提出が見送られるなど、具体的制度改革が進展していない状況にある。

よって、国は、真に国民本位の行政を実現するという基本理念の下、公務員制度改革を着実に推進すること。

以上要望する。

男女共同参画社会の推進に関する要望

男女共同参画社会を推進するため、男女雇用機会均等法の趣旨の周知徹底と指導の強化を図るとともに、女性の労働権を保障するための法整備など必要な施策を講じること。

また、配偶者等の暴力から被害者を保護するため、広域緊急一時保護施設の整備や民間シェルター等への十分な財政支援を行うとともに、関係機関との協働体制を確立し、被害者の自立支援のための施策の充実、暴力加害者の更正プログラムの制度充実を図ること。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」について、加害者、被害者の対象範囲や保護対象の拡大、退去命令の期間延長、被害解決までの経費の国費負担化などの改正を行うこと。

以上要望する。

安全対策等の強化・充実にに関する要望

1．近年、我が国の犯罪発生件数は増加の一途をたどっていることから、住民の治安に対する不安は増大している。

このため、国は、我が国の治安を速やかに回復し、国民が真に求めている安全と安心を確保するため、「地方警察官 1 万人緊急増員 3 か年計画」に基づき、警察官の増員等に取り組んでいるところであるが、安全で安心なまちづくりを一層推進するため、警察官の定数をさらに増員するなど犯罪を防止するための治安対策の強化を図ること。

2．拉致問題の対応に関連して、「万景峰 92」号に関する未解決な問題の実態解明を急ぐとともに、保安上問題のある外国船舶の入港規制などの法整備を行うこと。

以上要望する。

都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項について早期に実現されること。

- 1．地方分権の推進に向けて、都市自治体はその責任を果たしていくためには、地方の歳出規模と地方税収入の乖離を縮小するという観点に立ち、国から地方への基幹税による税源移譲の具体化が重要であり、税収が安定的で、かつ、税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する必要がある。

このため、個人住民税の比例税率化などにより、所得税から個人住民税への移譲を行い、また、消費税の1%分相当額を地方消費税へ移譲するなど、抜本的な地方税制改革を早急に進め、都市税源の充実を図ること。

- 2．固定資産税は、市町村の重要な基幹税目であることを踏まえ、商業地等の現行の負担水準の上限である70%を堅持するなど、その安定的確保を図ること。

また、税負担の公平性を確保する観点から負担水準の均衡化を図ること。

- 3．市町村の基幹税目である個人住民税は、地域社会の費用を住民が広くその能力に応じ負担する税であり、また、安定性と伸張性を有する極めて重要な税であることを踏まえ、その充実を図ること。

特に、個人住民税均等割については、人口段階毎の税率区分を一本化し、税率を当面3倍程度引き上げるとともに、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する非課税措置を廃止すること。

4．税制改正により減収等が生じる場合は、今後における都市の自主的な行財政運営に支障を来たすことのないよう、適切な税・財源措置等により補てんすること。

5．法人所得課税については、極めて重要な都市税源であることから、その充実確保を図ること。

6．軽自動車税等定額課税については、相当長期にわたり税率が据え置かれていることから、税負担の均衡、物価水準の推移等を勘案し、その税率を引き上げること。

特に、原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いことに鑑み、課税方法、課税対象等について、早急に実態に見合った見直しを行うこと。

7．事業所税は、都市環境の整備及び改善のための目的税であり、まさに都市再生事業に充てる貴重な財源であることから、現行制度の堅持はもとより、その充実強化を図ること。

8．いわゆる環境税制の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案した地方税とすること。

9．消費課税については、都市における消費・物流の実態を反映する

税目であることから、都市への配分割合を拡充すること。

10．税負担の公平と適正化を図るため、租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化を一層推進すること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置については、抜本的な見直しを行うこと。

11．地方税の電子申告システムについては、地方団体が共同で開発・運用することが重要であり、その円滑な導入が図られるよう国の協力体制を維持すること。

また、公的年金等支払報告書、国税庁所管の確定申告データ、法務省所管の不動産登記データについては、提供された一覧表等を基に改めて市町村が電算入力を行うなど、多大な労力と費用を費やしていることから、これらのデータ提供については、磁気媒体により行うこととすること。

以上要望する。

地方交付税の充実に関する要望

地方交付税は、地方公共団体の固有財源として、地方自治の根幹をなす重要な一般財源である。都市自治体においては、徹底した行財政改革に取り組みつつ、増大、多様化する行政需要に的確に対応している。都市自治体としても、財政体質の健全化に努め、自ら税収確保等に努力すべきことは当然であるが、都市自治体の安定的な財政運営が図られるよう、国においても、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．地方交付税については、所要の改革を進めるとともに、地域間で税源が偏在するなかで一定の行政水準を確保するためには、財源保障と財源調整の二つの機能を一体として果たす地方交付税の役割は重要であることから、引き続き両機能を堅持し、都市財政運営に支障が生じることのないよう、交付税率の引上げを含め、所要総額を安定的に確保すること。
- 2．地方交付税の算定については、都市的財政需要の実態に即した算定方法の見直し及び簡素化等を進めること。
- 3．地方債の元利償還金の算入措置見直しに当たっては、各事業の実情を考慮すること。

以上要望する。

国庫補助負担金の廃止・縮減に関する要望

都市自治体の自主性・自立性を高める観点から、国庫補助負担金の廃止・縮減に伴う地方財源は、地方への税源移譲と同時に行い、国の歳出削減を目的とした、単なる補助率の引き下げや補助対象の縮減など、地方への負担転嫁は断じてあってはならない。

なお、当面、存続する国庫補助負担金についても、都市の財政運営に支障を生じることのないようその改善を図ることは必要である。

よって、国は、次の事項について適切な措置を講じられたい。

1 .国庫補助負担金については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 3 」において、概ね 4 兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行うこととされたが、地方で引き続き実施すべき事業については、削減額に見合う税源移譲を同時に実施し、基幹税の充実を基本に地方財源を確保すること。

また、国の歳出削減を目的とした、単なる補助率の引下げや補助対象の縮減など、地方への負担転嫁は断じてあってはならないこと。

2 . 国庫補助負担金に係る補助単価、補助対象、基準数量等については、社会経済の実態に即した見直しを行い、超過負担の解消を図ること。

3 . 不交付団体等に対する国庫補助金の調整措置を撤廃すること。

4 . 地域の実情に合わせた補助要件等の弾力的運用を図るとともに、

補助対象資産の他の用途への転用についても、地方の自主性を尊重すること。

5．統合補助金化の一層の拡充を図るとともに、地方の実情にあった弾力的運用を図ること。

6．国庫補助負担金の交付申請の事務手続等について、簡素合理化を図り、また、事業の執行、資金計画に支障を生じさせることのないよう、交付時期等の適正化を図ること。

以上要望する。

地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
- 2．政府系資金の繰上償還については、これまでも一部措置されているが、それらの見直しを含めた弾力的措置を講ずるなどにより、公債費負担を軽減し、財政の健全性の確保を図ること。
- 3．起債対象事業、充当率及び起債許可要件等制度の充実を図るとともに、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。

以上要望する。

公金預金の保護に関する要望

預金保険制度の改正により、普通預金等の流動性預金については、平成 17 年 3 月末まで引き続き全額保護され、また、同年 4 月以降は決済用預金が全額保護されることとなり、収納金を含めて一定の保護策が講じられた。

都市自治体では、指定金融機関の指定等に当たって、地域経済対策の一環として地元金融機関を選択しているという現状の下、これらの状況を踏まえながら、公金の保管等に努めている。

については、国は、公金預金を保護するため、金融機関の健全性を確保することはもとより、金融機関の経営状況の把握に不可欠な情報の開示の徹底を進めるとともに、都市自治体の置かれている現状について十分に配慮し、都市行政の執行に支障が生じることのないよう適切な措置を講じられたい。

以上要望する。

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．財政運営について

(1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な支援措置を講じること。

また、制度変更に伴う財政影響については、国の責任において措置すること。

(2) 介護給付費負担金を25%とし、調整交付金を別枠とするとともに、財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。

また、調整交付金の算定を暦年単位から年度単位とするなど、個々の市町村の執行実績に見合った交付とすること。

(3) 介護保険事務費交付金については、市町村の超過負担が生じているので、実態に見合った所要額を確保すること。

また、制度変更に伴う電算システムの改修などの経費のほか、給付実績通知書の利用者への送付、保険料未納者対策等介護保険運営の事務経費について、十分な財政措置を講じること。

2．低所得者対策等について

(1) 国が実施している低所得者対策は、保険料及び利用料の軽減策

が十分でないことから、抜本的に検討し、国の制度として、財政措置を含めて総合的・統一的な対策を講じること。

- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。

3．介護サービスの基盤整備について

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、人材の確保・養成を含めた基盤整備の推進を図るとともに、地方交付税不交付団体を含め十分な財政措置を講じること。
- (2) 高齢者ができるだけ要介護状態にならないようにするために必要な介護予防・地域支え合い事業や生きがい活動に係る諸施策の充実を図るとともに、介護予防拠点整備事業の継続など施設の整備に対する必要な財政措置を講じること。

4．被保険者・第1号保険料について

- (1) 保険料納付の利便性、徴収事務の効率化及び徴収率の向上を図るため、全ての年金を特別徴収の対象とすること。
- (2) 有料老人ホーム等の特定施設やグループホームの入所者に対して住所地特例を適用すること。

なお、介護保険施設に含まれない福祉施設に他市町村から入所し、住所を当該福祉施設所在市に移した後、要介護状態になり

介護保険施設へ入所した場合についても、出身市町村が保険者となるよう住所地特例を適用すること。

(3) 第1号保険料については、世帯単位で比較すると所得がより少ない世帯の保険料が高くなる場合もあることなどの現状にかんがみ、より公平な保険料設定について検討すること。

(4) 年度途中での資格取得や徴収額変更について、速やかに特別徴収ができるようにするなど、特別徴収事務処理の迅速化を図るとともに、被保険者に理解しやすいよう所要の措置を講じること。

5．要介護認定について

(1) 要介護認定が公平・迅速に行われるよう認定申請、認定調査の効率化を図ること。

(2) 認定有効期間の原則を現行の6か月から12か月に延長すること。

(3) 主治医意見書の作成手数料の支払にあたって、居宅・施設入所の別及び新規・継続の別により複雑な確認事務が必要となっているため、その見直しを行うこと。

また、要介護（支援）認定を30日以内に行えるよう、主治医意見書の迅速な作成を促すべく必要な対策を講じること。

6．保険給付・サービス提供事業者等について

(1) 在宅と施設の保険給付額について、均衡を保つ方策を検討すること。

(2) 有料老人ホーム等の特定施設及びグループホームを指定する場合には、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画との整合性が図られるよう、事前に市町村と協議するなど、指定の在り方について検討すること。

(3) 介護サービス事業者に対する都道府県の指導・監督業務が十分に機能していない実情にあることから、その機能強化を図るとともに、保険給付の適正化が円滑に進められるよう、国、都道府県と市町村との連携を図る方策を検討すること。

また、介護保険制度の要であるケアマネジャーの中立性・公平性を確保するための方策について、具体的な検討を行うこと。

7. その他

(1) 介護保険制度の見直しにあたっては、地方自治体と十分協議するとともに、具体的なスケジュールを早期に提示すること。

また、制度変更等にあたっては、速やかに情報提供を行うこと。

(2) 養護老人ホームの在り方について所要の検討を行うこと。

(3) 利用者負担(利用料)について、介護費用控除を創設すること。

以上要望する。

国民健康保険制度等に関する要望

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．医療保険制度改革について

- (1) 国が保険者となって、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。
- (2) 「医療保険制度体系に関する基本方針」を制度の一本化に向けた道筋とし、その具体的な検討にあたっては、市町村の意見を十分反映させること。
- (3) 医療費適正化対策を推進すること。
- (4) 診療報酬体系、薬価基準制度の見直しの推進を図ること。

2．当面の措置及び制度運営について

- (1) 国保の財政基盤の強化を図るため、国の責任において国保関係予算の所要額を確保すること。

また、財政安定化支援事業、精神・結核の保険優先化に伴う負担増、保健事業などについて、十分な財政措置を講じること。

- (2) 老人医療費拠出金の算定方法を見直し、国保保険者の負担軽減を図ること。
- (3) 介護保険料上乘せによる収納率の低下により、国保の運営に支障を来たすことのないよう十分な財政措置を引き続き講じること。
- (4) 保険料（税）収納割合のみに応じて減額算定を行う普通調整交

付金の額の算定等に関する特例を廃止すること。

(5) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

(6) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に対する療養給付費等負担金の減額措置を廃止すること。

3. 被保険者の資格得喪失等について

(1) 被用者保険の保険者が、資格喪失者の情報を国保保険者に通知するよう制度化すること。

(2) 国保資格を喪失した被保険者が受診したことに伴う過誤調整については、被保険者を介さずに保険者間において直接処理できるようにすること。

以上要望する。

少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．子育て支援及び仕事と家庭の両立支援策等の充実を図るとともに、子育て環境整備に対する財政措置を講じること。また、少子化に関して国民の意識を高めるため、積極的な啓発活動を行うこと。
- 2．子供を安心して生み育てられる経済的な環境づくりを促進するため、子育て世帯に対する所得税負担の大幅な軽減措置を講じること。
- 3．保育対策について
 - (1) 幼稚園と保育所の一元化を図るため、制度の抜本的・具体的な見直しを図ること。
 - (2) 保育所運営費の保育単価を改善するとともに、同運営費負担金の見直しを行う場合には、税源移譲等により、所要額の確保を図ること。
 - (3) 保育所費用徴収基準の見直しにあたっては、都市自治体や保護者の負担増とならないよう十分配慮すること。
 - (4) 保育所職員の配置基準の改善を図ること。

また、看護師・栄養士の配置を義務化するとともに、調理員の配置及び事務職員の雇上加算について基準の改善を図ること。
 - (5) 保育所待機児童の解消のため、保育施設整備について財政措置

の拡充を図ること。

(6) 乳幼児保育促進事業に対する財政措置の充実を図ること。

4．児童手当を増額するとともに、支給区分の簡略化など児童手当制度を見直す際には、準備期間に十分配慮し、必要な財政措置を講じること。

5．児童扶養手当における所得制限限度額を見直し、地方負担に対する財政措置を講じるとともに、父子家庭についても支給対象とすること。

また、児童扶養手当が適正に支給されるよう、事実婚の要件を見直すこと。

6．母子及び寡婦福祉法等の一部改正に伴う就業支援、子育て支援等各種事業について、具体的内容を早期に整備し、事業実施に必要な財政措置の充実を図るとともに、母子自立支援員について、人材育成のための研修制度の確立を図り、人員の適正配置を行うこと。

7．ファミリー・サポート・センター事業の設置基準や助成対象となる基準の緩和を図るとともに、事務の簡素化を行うこと。

8．放課後児童健全育成事業に対する補助制度の充実を図ること。

9．児童相談所の設置主体を中核市まで拡大すること。

10．乳幼児医療費に係る無料化制度を創設すること。

11．実効性のある育児休業制度の普及促進を図るとともに、すべての勤労者の育児休業期間を3年間に延長すること。

12．人工授精や体外受精等の不妊治療に係る医療費の助成制度を創設
すること。

以上要望する。

保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．老人保健福祉について

- (1) 市町村老人保健福祉計画の目的達成のため、十分な財政措置を講じること。
- (2) 介護予防・地域支え合い事業に対する財政措置を拡充し、高齢者保健福祉施策の充実を図ること。
- (3) 特別養護老人ホーム、老人保健施設の整備に対する補助制度の拡充を図るとともに、民間事業者による設置運営を可能とするような措置を講じること。
- (4) 高齢者対策の充実を図るため、社会福祉施設職員、ホームヘルパー、看護師及び保健師等の処遇改善、養成及び確保のための諸施策の展開を図るとともに、必要な財政措置を講じること。
- (5) 在宅介護支援センターの機能を充実させるため、職員配置基準の改善を図るとともに、同施設の整備・運営に対する財政措置の充実を図ること。

2．生活保護制度における補助制度の充実を図るとともに、生活保護基準の級地区分について、地域の実態に即した改善を図ること。

3．ホームレス対策について

(1) ホームレスに係る就労の自立支援や宿泊施設の整備など、総合的な支援策を積極的に推進すること。

また、地方自治体が実施計画等に基づき実施する生活保護等の各種施策に対し、十分な財政措置を講じること。

(2) 自立支援センター等の建設及び運営に対する財政措置の充実を図ること。

4．判断能力が十分でない者の権利・利益の擁護のため、成年後見制度の利用を含めた支援制度の充実を図るとともに、地域福祉権利擁護事業や市町村独自の取組みに対する財政措置を講じること。

5．保健福祉に関する事務費を一般財源化する場合は、都市自治体への負担転嫁とならないよう、所要の財政措置を講じること。

また、保健福祉に関する各種の制度見直しを行う際には、都市自治体における住民への周知期間の確保及び新年度当初予算での対応が可能となるよう、早期に方針を示すこと。

6．身体機能の保持・増進、日常生活の自立促進を図るため、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の見直しを行うこと。

以上要望する。

障害者福祉に関する要望

障害者福祉の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．支援費制度について

(1) 身体障害者（児）及び知的障害者（児）に対するデイサービスについて、必要なサービスが提供できるよう、支援費基準額の見直しを行うこと。

(2) ホームヘルプサービスの一層の充実を図るため、十分な財政措置を講じるとともに、必要な予算額を確保すること。

また、国庫補助金算定基準の上限を撤廃すること。

(3) サービス提供事業者の指定基準を緩和すること。

(4) 知的障害者（児）においても身体障害者と同様に介護保険法による施設を利用できるよう方策を講じること。

(5) 支援費基準額の決定にあたっては、合併する市町村の事情を考慮するなど、弾力的な運用を図ること。

(6) 社会福祉法人や民間事業所において、相談事業を実施できるよう制度の拡充を図ること。

(7) 「級地区分」については、各地域における給与水準格差等の実態を踏まえて改善すること。

2．精神障害者に係る就労支援、社会復帰等の福祉施策の充実を図る

とともに、十分な財政措置を講じること。

また、離職した障害者の授産施設への認可定員枠を拡大すること。

3．精神障害者の社会復帰や自立の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設整備事業について十分な財政措置を講じるとともに、精神障害者居宅生活支援事業における対象事業を拡大すること。

4．知的障害者グループホームの設置に対する財政措置の充実を図ること。

5．小規模作業所に対する補助制度の充実を図るとともに、補助金の交付事務を地方へ移譲すること。

また、障害者地域作業所についても、補助制度を導入すること。

6．小規模通所授産施設の経営安定化のため、法人化を申請する場合の資産要件を緩和すること。

7．心身障害者（児）施設の整備促進のための補助制度を充実するとともに、デイサービスセンターの規制緩和などの措置を講じること。

8．重度身体障害者に日常生活用具として給付されるパソコンについて、対象者に「重度の視覚障害者、聴覚障害者」を加えること。

9．精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けること。また、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引の利用制限を撤廃するよう関係機関へ要請すること。

以上要望する。

地域医療保健に関する要望

地域住民の健康の保持・促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．乳幼児、重度心身障害児（者）及びひとり親家庭の医療費に対する財政措置の充実を図ること。
- 2．小児救急医療について
 - (1) 小児救急医療支援事業、小児救急医療拠点病院運営事業及び病院群輪番制病院等運営事業に対する補助制度の充実を図ること。
 - (2) 小児科、産科における医療機関及び医師を確保する視点から、診療報酬制度の適正化を図ること。
- 3．総合的な難病対策の確立に向け、研究体制の一層の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- 4．政府管掌健康保険生活習慣病予防検診において、対象者の3割弱しか受診できない場合もあるので、希望者が受診できるよう財政措置の充実を図ること。
- 5．C型肝炎を特定疾患治療研究事業の対象疾患に加え、治療方法の研究・確立を図るとともに、治療費助成制度を創設すること。
- 6．政府資金及び公営企業金融公庫資金による病院事業債に対し、借換えの特例措置を認めるとともに、償還期間の延長や繰上償還等の条件の緩和を図ること。

7. SARS等の感染症対策について

- (1) SARSなどの広域伝染性感染症に対応するため、国の医療機関は、先駆的な役割を果たすとともに、広域的な体制の確立、検疫体制の一層の強化を図ること。

また、自治体病院等を当該指定医療機関とする際の財政措置を講じるとともに、患者受入れにあたっては、医療スタッフの派遣等を行うこと。

- (2) SARSに対応する初期診療医療機関及び協力医療機関での診療の際に必要な防護用備品、消耗品等の購入に対し、財政措置を講じること。

以上要望する。

国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．市町村に対する事務費交付金について、超過負担が生じないように財政措置の拡充を図ること。
- 2．無年金者の救済及び発生防止のための必要な措置を講じること。
- 3．年金受給者の生活不安を招くことのないよう必要な措置を講じること。
- 4．平成 13 年度以前に第 1 号から第 3 号への届出漏れがあった被保険者に対し、早急に救済措置を講じること。
- 5．国の責任において、保険料収納率の向上及び年金加入促進を図ること。

以上要望する。

水道事業に関する要望

安全な水道水の確保及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．浄水場、基幹管路等の老朽水道施設を近代化するための更新・改築に対して財政措置の充実を図ること。
- 2．鉛製給水管更新事業を補助対象とすること。
- 3．下水道放流型の汚泥再生処理センターが排出する処理水については、汚泥再生処理センター性能指針で定める水質基準の適用外とすること。
- 4．上水道高料金対策借換債について、対象要件の一層の緩和と貸付枠の拡大を図ること。
- 5．市町村合併に伴い必要が生じる簡易水道統合整備事業に係る補助採択要件のうち、統合する側の人口規模要件を撤廃すること。

以上要望する。

雇用就業対策の推進に関する要望

雇用就業対策を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．緊急地域雇用創出特別交付金事業について、対象となる業務の内容、雇用期間、委託対象者及び委託契約期間等に関する要件を緩和するとともに、必要な予算額を確保すること。

また、同事業の継続を図ること。

- 2．ハローワークにおける相談機能を強化し、職業訓練・研修の充実を図ること。
- 3．中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の支援充実を図ること。
- 4．不安定な雇用状態にあるパートタイム労働者等について、労働条件の改善及び雇用安定施策の充実を図ること。
- 5．公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

以上要望する。

廃棄物に関する要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．廃棄物処理施設等について

(1) ダイオキシン類の発生を抑制するための廃棄物処理施設の新設及び改修について、施設の大小にかかわらず十分な財政支援措置を講じること。

また、平成 10 年度から補助対象外とされている廃棄物処理施設の基幹的な改良事業について、補助対象の復活・拡充を図るほか、周辺環境整備等について、財政措置を拡充すること。

(2) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づく廃棄物焼却施設の解体撤去工事費に対し、財政措置の拡充を図ること。なお、跡地の土壌汚染対策費についても、同様に措置すること。

また、廃棄物焼却施設の廃止及び解体撤去に伴うダイオキシン類等による周辺環境の汚染防止のための基準を早急に示すこと。

(3) 廃棄物の適正処理とごみの減量化・資源化の視点に立って、廃棄物処理施設の計画的な整備を図るため、必要な予算額を確保すること。

(4) ごみ処理広域化計画に基づく廃棄物処理施設整備について財政措置を拡充するとともに、広域化に伴う施設廃止等に対し、国庫

補助金の返還免除、地方債繰上償還猶予など特例措置を講じること。

(5) 中小事業者から排出される産業廃棄物を市町村の一般廃棄物処理施設において併せ処理を促進している実態を踏まえ、施設整備費補助制度のあり方を検討すること。

(6) 廃棄物処理施設の必要性や安全性に関し、国民の理解が得られるよう啓発活動を行うとともに、併せて廃棄物処理基準を明確に示すこと。

(7) 最終処分場の緩衝地として買収する周辺緑地に対し、税制措置を講じること。

2. 総合的な廃棄物政策等について

(1) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進を図るため、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物・リサイクル対策関連法の実効性を確保するとともに、更なる排出者責任の徹底及び事業者責任の強化を図り、循環型社会構築へ向けた取組みを強力に推進すること。

また、循環型社会の構築に向けて、リサイクル施設の整備・運営に対する財政支援を行うこと。

(2) 循環型社会の構築に向け、環境保全を基本理念とした環境教育の推進を図るとともに、国民への広報及び啓発活動を積極的に行うこと。

また、事業者等に対する行政指導の徹底を図ること。

- (3) 地域の特性を生かしたリサイクル事業を推進するため、エコタウン事業の一層の充実を図るとともに、各省庁の連携による横断的な財政支援を行うこと。
- (4) ごみ行政における自治体間の格差是正のため、都市自治体の取組みに対する支援を行うこと。
- (5) 乾電池やフロン含有製品など処理困難物の生産及び過剰包装の抑制、使用素材表示の法的義務付け、環境への負荷を与える製品に対する法的規制など、ごみ減量化・資源化のための総合的施策の制度化を図ること。

また、製造・流通段階で廃棄物の発生抑制、再利用が進むよう、環境税をはじめ経済的誘導策等の実効ある仕組みを具体化すること。

- (6) 古紙のリサイクルを促進するため、事業者に対し回収及び再生利用を明確に義務付けるとともに、古紙等の再生製品の利用促進を図るため、グリーン購入法の運用強化、再生資源物の使用比率の向上、市場価格の安定化など再生資源物の安定的な流通対策を推進すること。
- (7) プラスチックごみの減量化・資源化のための技術開発の促進及び再生資源の利用促進のための各種規制緩和や税制上の優遇措置、中小再生資源取扱業者に対する支援措置を講じること。
- (8) 廃棄物の不法投棄に対する取締り及び罰則の強化を図るとともに、地方自治体が行う不法投棄防止対策や撤去等費用につい

て十分な財政措置を講じること。

- (9) 廃棄自転車の処理について、国、地方自治体、事業者及び消費者それぞれの役割分担や費用負担を明確にした法整備を図ること。
- (10) 溶融スラグのリサイクル化の普及促進を図るため、再生利用認定制度の拡大を図るとともに、廃ガラス等を公共事業に有効利用できるよう、国庫補助事業における使用基準を制定すること。
- (11) 生ごみをより広範囲の製品に再利用できるよう、技術開発支援及び情報の提供・共有化を図ること。
- (12) 廃棄物処理に関する計画策定や施設整備等をより適正に行うことの重要性にかんがみ、一定の水準に達した廃棄物コンサルタントの選定に資するため、「建設コンサルタント登録規程」に廃棄物部門を追加すること。
- (13) 地方における環境・リサイクル産業の振興を支援するため、合理的な循環型社会の構築を目指した産業間の横断的連携を促進するための廃棄物産業連関表の策定や静脈物流システムの構築、リサイクル技術の研究開発などを進め、必要に応じ新たな法律の制定等総合的支援策の構築を図ること。

3. 容器包装リサイクル法について

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制及び不法投棄防止策の一環として、リターナブル容器の普及拡大を図るとともに、デポジット制を導入すること。

(2) 市町村の財政負担が過大とならないよう、分別収集及び再商品化に伴う費用に対する支援措置を講じること。

また、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製造事業者等が回収を行う方策を検討すること。

(3) 再商品化義務を免除される小規模事業者等に起因する再商品化費用については、市町村が負担しているが、これを事業者全体の負担とするなど、市町村と事業者の費用負担及び役割分担の見直しを図ること。

(4) 事業者による廃棄物の発生抑制、リサイクルしやすい製品の開発・製造など、事業者責任の強化を図ること。

(5) ペットボトル等容器包装リサイクルの対象品目に係る再商品化手法等の拡大を図ること。

(6) 容器包装の識別表示について、更なる普及促進を図ること。

(7) 発電施設等一定の条件を備えたごみ焼却施設におけるプラスチック容器包装ごみ等の処理については、容器包装リサイクル施設でのリサイクルに該当すると認定すること。

4. 家電リサイクル法について

(1) 家電4品目のリサイクル費用については、製品販売時における徴収とするとともに、同費用の管理システムを確立すること。

(2) 不法投棄については、国・事業者の責任において国民への啓発を行うとともに、不法投棄行為者を特定できるよう、製品の管理システムを確立するなど、その防止対策の徹底を図ること。

また、不法投棄が生じた場合の費用については、国及び事業者において負担すること。

(3) リサイクルシステムにおける既存の回収処分業者等の積極的な活用により、再商品化費用の低減化に向けた諸施策の充実を図り、消費者の負担を軽減すること。

(4) 家電リサイクル法で再商品化義務が課されていない品目について、リサイクルルートを拡充すること。

5．産業廃棄物について

(1) 産業廃棄物の不適正処理に対応するため、自社処分名目の不適正処理及び小型焼却炉や保管施設等に対する規制を強化すること。

また、中小零細事業者に対する支援措置を講じること。

(2) 国の積極的な関与により、産業廃棄物の広域的処理を推進すること。

また、都市自治体の公共関与による産業廃棄物処理に対して財政措置の充実を図ること。

(3) 建設残土の投棄について、その適正な利用や処分を明確に示すなど関係法の整備を図ること。

以上要望する。

生活環境等の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．浄化槽設置整備事業等について

(1) 浄化槽設置整備事業について、所要の予算額を確保するとともに、補助単価の改善など補助制度の充実を図ること。

また、下水道事業計画区域において下水道整備が当分見込まれない地域の浄化槽の補助に対する対象条件年数を短縮すること。

(2) 合併処理浄化槽への設置換えに伴う老朽化した単独処理浄化槽の撤去費及び維持管理費用に対して財政措置を講じること。

(3) コミュニティプラント整備事業を推進するため、財政支援措置を拡充すること。

2．大気汚染対策について

(1) ディーゼル車等に対する排出ガス規制及び軽油中の硫黄分低減等の燃料改善の早期実現に向け、関係業界への働きかけ等必要な対策を講じること。

(2) ディーゼル微粒子除去装置（DPF）の装着を義務付けるとともに、クリーンエネルギー自動車の積極的導入に対する税制上の優遇措置や補助制度の充実を図ること。

(3) 大気汚染の改善状況を把握するための監視体制について、一層

の充実強化を図るとともに、人体影響等に関する調査研究を行い、必要な基準等の設定を行うこと。

(4) 幹線道路沿線地域の騒音対策について、実効ある規制を図るなど道路環境対策を一層充実すること。

(5) 低周波音による健康被害への対策が急務となっていることから、人体等に対する評価基準を早急に設定すること。

3．地球温暖化防止対策について

(1) 地球温暖化防止対策について、「京都議定書」の目標実現に向けて炭素税の創設などを含めた誘導、規制措置を講じるとともに、支援体制を整備すること。

(2) フロン対策について、税制上の優遇措置等を拡充するなど、より一層の財政支援策を講じること。また、断熱フロンの回収を事業者等に義務付けるとともに、代替フロンの開発と特定フロンの破壊処理技術の確立を急ぐこと。

4．環境教育・学習のための施設整備に対する財政措置を拡充すること。

5．地域における環境保全活動の推進に対して財政支援措置を拡充すること。

以上要望する。

化学物質対策に関する要望

人の健康や生態系に重大な影響を及ぼす化学物質に対処するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．ダイオキシン類対策について

(1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、施策の着実な推進を図ること。

(2) ダイオキシン類の発生を抑制するため、環境負荷の少ない素材の利用促進を図るとともに、ダイオキシン類の発生メカニズムの研究及び排出削減対策の取組みを推進すること。

(3) ダイオキシン類に関する環境調査、健康調査等について、財政措置を講じること。

2．環境ホルモンの実態調査及び人体・生態系への影響に関する試験研究の一層の促進を図り、評価基準の設定など適切な対応策を早急に確立すること。

3．P C B の処理技術を早急に開発し、市町村が保管している P C B 使用蛍光管安定器について、効率的な集中管理ができるような具体的な処理策及び財政措置を講じること。

4．化学物質毒性評価の事業者責任を明確にするとともに、第三者機関による監視体制を確立すること。

以上要望する。

公立学校施設の整備に関する要望

公立学校施設の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公立学校施設の整備予算について、校舎等新增改築事業等の必要事業量を確保するとともに、補助単価の改善、補助対象面積の緩和など補助制度の充実を図ること。
- 2．公立学校施設の耐震診断費用に対する財政措置の充実を図るとともに、耐震補強事業としての大規模改造事業等について、補助基本額上限の引上げ、補助対象範囲の拡大など補助制度の充実を図ること。
- 3．地域に応じた少人数教育の取組みに必要な教室等の整備について、十分な支援措置を講じること。
- 4．学校施設のバリアフリー化等に伴う施設整備について、補助制度の充実を図ること。
- 5．国有学校用地については無償貸付とするとともに、改築承諾料の徴収を廃止すること。
- 6．公立学校施設等財産の処分について、平成 12 年以前の国庫補助事業により取得した財産についても、処分制限期間を短縮するなど、転用のための要件を緩和すること。

以上要望する。

義務教育施策等に関する要望

義務教育等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．義務教育費国庫負担制度の見直しを行う場合には、義務教育の重要性にかんがみ、税源移譲等により、所要額を確保すること。

2．教職員配置の充実について

(1) 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に完全実施するとともに、教職員配置の更なる充実を図ること。

(2) 地域に応じた少人数教育の取組みに必要な教職員配置に対し、十分な支援措置を講じること。

(3) 小学校専科教員について充実を図ること。

(4) 複式学級解消のため、学級編制基準の改善を図ること。

(5) 帰国、入国児童・生徒が多数在籍する学校への教職員配置の充実を図ること。

(6) 専任の司書教諭の配置について、小規模校も含めて定数化を図ること。

(7) コンピュータ等の専門知識を有する教職員の養成と配置の充実を図ること。

(8) 学校事務職員、学校栄養職員の配置を促進すること。

3．生徒指導体制の充実強化について

(1) 小中学校における児童・生徒指導担当教員の配置を促進すること。

(2) 生徒指導等に配慮を要する学校等への養護教諭の複数配置を促進すること。

4．障害児等の教育環境の整備について

(1) 特殊学級教員、通級指導担当教員の配置を促進すること。

(2) 障害児が在籍する学級について、介助員を配置するとともに、教職員配置の充実を図ること。

(3) LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する通級制度を確立するとともに、専門教職員の養成、配置の充実を図ること。

(4) 入退院を繰り返す児童・生徒に配慮し、院内学級への入学手続の簡素化を図ること。

5．幼稚園と保育所の一元化を図るため、制度の抜本的・具体的な見直しを図ること。

6．就学援助に係る所要の予算額を確保するとともに、補助制度の充実を図ること。

7．情報教育関連機器整備に対する財政措置の充実を図ること。

以上要望する。

地方文化の振興に関する要望

地方文化の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．史跡等公有化助成事業について、財政措置の充実を図ること。
- 2．埋蔵文化財発掘調査事業に係る費用の原因者負担について、法律に基づく制度として明確化するとともに、所要額を確保すること。
- 3．埋蔵文化財保管施設の建設及び史跡等保存整備に係る所要の予算額を確保するとともに、補助制度の充実を図ること。
- 4．重要伝統的建造物群保存地区の貴重な町並みを保存し、次代へ確実に継承するため、地区内の土地及び家屋に係る相続税の減免措置を講じること。

また、保存地区内の景観整備事業や周辺地区における国登録有形文化財などの整備事業について、補助制度を拡充すること。

- 5．公民館、公立図書館、博物館など公立社会教育施設整備について、財政措置の充実を図ること。
- 6．地域における科学技術の振興を推進するため、ハード・ソフト両面にわたる総合的な支援施策の充実を図るとともに、国における科学技術に関する基本的施策の策定にあたっては、都市自治体の意見を十分反映させること。

以上要望する。

農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．W T O 農業交渉にあたっては、わが国農業の持続的振興を図るため、日本提案の実現を目指すこと。

2．米政策の推進について

(1) 米政策の改革に伴う施策の実施にあたっては、農業者に理解と協力が得られるよう配慮すること。

(2) 生産目標数量の配分にあたっては、地域の実情を十分考慮し、不公平感のない配分とすること。

(3) 水田農業構造改革交付金については、現行の助成水準を維持し、財源措置すること。

(4) 担い手の稲作収入の安定を図るために講じられる「担い手経営安定対策」の実施にあたっては、地域の実情を十分勘案して加入対象者要件を改善すること。

(5) 米政策の円滑な推進に必要な水田農業構造改革対策推進費等の十分な確保を図ること。

3．農薬の安全対策について

(1) 農薬取締法の改正に伴う経過措置を弾力的に運用し、登録手続きを簡素化し、技術的援助を行い、適用野菜の拡大申請を推進する

こと。

(2) かつて農薬として認められていたドリリン系の残留性有機汚染物質が長期間にわたって土壌中で分解されずに、農作物から検出されるため、汚染発生のメカニズムを解明し、土壌等検査費用に対する助成や土壌改善対策等を国の責任において行うこと。

4 . 野菜などの農産物の安定供給や価格安定対策を早期に確立すること。

5 . 家畜はいせつ物の適正処理施設整備を推進するために畜産環境整備リース事業に係る予算を拡充すること。

6 . 牛海綿状脳症(B S E)の感染ルート及び発生原因を徹底究明し、発生防止並びに安全確保を継続すること。

7 . 農業者が意欲を持って農業経営に取り組むことができる実効ある農業経営所得安定対策を早期に確立すること。

8 . 農業の持続的発展と農業経営の健全化のため、農地の権利移動の制限を緩和し、新規就農者や農業生産法人等多様な担い手の育成・確保を推進すること。

9 . 農村地域工業等導入促進法に基づく減収補填措置の適用期間が平成 16 年 3 月 31 日に満了するので、企業立地・産業振興に資するため適用期間を延長すること。

10 . 地域における農業に対する理解を深める各種施策に係る税財政上の特別措置を講じること。

- 11．地域経済振興と地球温暖化防止に有効なバイオマスの活用を図るため、民間事業者が参入できる補助制度とすること。
- 12．中山間地域における農業者の生産活動を支援し、農業・農村の多面的機能の確保を図るため、中山間地域直接支払制度は、その効果が発揮されるまでの間、実施期間を延長すること。
- 13．農業集落排水と合併処理浄化槽の連携整備を促進するため、必要な予算額を確保するとともに、採択要件を緩和すること。
- 14．地球温暖化防止に向け、森林の持つ国土保全、水源涵養、景観形成などの多面的機能の発揮のため、その保全整備等に係る総合的な財政支援措置を講じること。
- 15．W T O 水産物貿易交渉にあたっては、現行の輸入割当制度及び関税水準を堅持すること。
- 16．水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の充実を図ること。
- 17．沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。
- 18．漁業系廃棄物の処理対策及び再資源化に関する調査研究の更なる推進を図ること。

以上要望する。

地域産業の振興等に関する要望

地域産業の振興と地域経済の活性化等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．景気の早期回復を期するため、総合的な経済振興対策の推進を図ること。
- 2．中小企業対策について
 - (1) 中小企業経営の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進するとともに、関係予算の確保を図ること。
 - (2) 中小企業向けの融資については、信用保証制度の充実及び円滑な資金調達の実現を図ること。
 - (3) 地域産業を活性化させるため、新事業創出や高付加価値の新産業等に対し積極的かつ総合的な支援措置を拡充すること。
- 3．地域再生本部において策定する「地域再生に関する基本方針」については、地域の意見を十分踏まえ、地域の実情、ニーズに即した内容とすること。
- 4．地域経済の自立的発展を促進するため、日本政策投資銀行による出融資機能の充実を図ること。
- 5．商店街の活性化に対する総合的な支援措置の拡充並びに商店街振興組合等の強化に対する支援策の創設を図ること。

- 6 . P F I手法の導入を促進するため、財政支援措置の拡充を図るとともに、B O T方式における不動産取得税、固定資産税、都市計画税等の非課税措置を講じること。
- 7 .原子力発電施設等の周辺地域に対する支援措置の拡充を図ること。
- 8 .新エネルギー等の導入促進のため、太陽光発電などに対する支援措置の拡充を図ること。
- 9 .公営競技交付金制度は、事業収益に応じた負担とするよう見直すとともに、交付金の使途の再検討を図るため、関係省庁からなる協議機関を設置すること。

以上要望する。

公共事業に関する要望

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。

また、公共用地取得が2ヵ年以上にわたって行われる場合の譲渡所得の特別控除の通算適用を図ること。

2．市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限を緩和すること。

3．公共工事の更なるコスト縮減を図るため、「公共事業コスト構造改革プログラム」の着実な推進を図ること。

以上要望する。

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．計画的な普及拡大並びに整備促進を図るため、必要な国費及び事業費を確保すること。

また、普及が遅れている自治体については、重点的に整備すること。

2．管渠等の補助対象範囲の拡大、補助採択基準の緩和等、補助制度の一層の充実強化を図ること。

また、合流式下水道については、その改善等に積極的に取り込むこと。

3．下水道事業債については、政府資金等の良質な資金を確保するとともに、償還期限の延長、起債対象範囲の拡大及び借換え条件の緩和を図ること。

また、元利償還金の地方交付税への算入率を引き上げること。

さらに、事業債の元利償還金に対する一般会計繰入金にかかる消費税については、借入れ当時の税率を適用すること。

以上要望する。

まちづくり等に関する要望

まちづくりの推進等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．全国総合開発計画等の推進を図るため、国土形成の実現に向けて必要な地域の基盤整備に対し財政措置を講じること。
- 2．社会資本整備重点計画を推進するに当たっては、社会資本整備が立ち遅れている地域の実態も考慮し、着実に実施すること。
- 3．構造改革特別区域については、都市の提案を積極的に採択するとともに、柔軟な規制緩和を図ること。
- 4．全国の都市再生の実現に向けて、プロジェクト推進に必要な支援措置を図ること。
- 5．都市計画及び建築基準等については、市町村が自ら定められるよう関係法令の改正を図ること。

また、個性豊かなまちづくりを進めることができるよう、条例の活用運用によるまちづくりへの取組みを国が法律上支援する措置を講じること。

- 6．中心市街地活性化対策を強力に推進するため、都市等の取組みに対する関連予算を確保するとともに、中心市街地整備推進機構（TMO）の育成などを含め、総合的な支援策を講じること。
- 7．土地区画整理事業等の市街地整備については、財政支援措置等の

拡充を図るとともに、用地の取得等における税制上の優遇措置を講
じること。

さらに、無利子貸付金制度並びに起債対象事業の拡充を図ること。

8．街路事業については、弾力的な運用を図るとともに、国庫補助制
度等を拡充すること。

9．良好な住宅市街地の形成及び居住環境の整備を促進するため、事
業の拡充を図ること。

10．都市景観の形成のため、屋外広告物の簡易除去については、適正
な規制が全国的に行なえるよう関係法令の改正を図ること。

11．特殊法人等の改革の推進に当たっては、安易に地方に負担を転嫁
することのないよう必要な施策を講じること。

12．国からの法定外公共物の譲与については、申請手続きの簡素化を図
るとともに、所要の財政措置を講ずること。

13．わがまちづくり支援事業については、必要な事業費及び事業内容の
拡充を図ること。

以上要望する。

都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．都市公園の整備を着実に推進するため、必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度等を拡充すること。

また、地域の要請等を配慮した国営公園の選定を行うとともに、国有地を借りて都市公園として整備する場合は、すべて無償貸付とすること。

2．緑地保全事業・近郊緑地保全事業等に必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度等を拡充すること。

3．生産緑地内での市民農園に対して相続税徴収猶予制度の拡充を図ること。

4．都市生産緑地買取り申し出に係る生産緑地の開発行為等の制限解除期間と相続税納税猶予確定期間が一致するよう制度改正を図ること。

また、生産緑地並びに宅地化農地の買取りに対する財政支援制度及び法的措置を講じるとともに、譲渡者に対する税制上の優遇措置を拡充すること。

5．ヒートアイランド現象の解消を図るため、諸対策を効果的に推進すること。

以上要望する。

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、治水関係事業の整備促進に関し、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．治水事業の着実な推進を図るとともに、関係の予算を確保すること。

また、地域特有の自然・歴史・文化と河川の特徴が調和した交流拠点の創出など、水辺空間の整備を推進すること。

2．河川改修事業の推進を図るとともに、関係の予算を確保し、大規模な水害の未然防止のため河川改修整備等の推進を図ること。

3．急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、必要な国費・事業費を確保すること。また、土砂災害警戒区域における対象住民に対する支援措置の充実を図ること。

4．水需要に合わせた水利使用調整等、水利権の弾力的運用を促進すること。

以上要望する。

道路の整備促進に関する要望

健全でゆとりある都市生活を支える基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．社会資本整備重点計画に即した道路整備を着実に推進するため、必要な国費・事業費を確保すること。
- 2．道路特定財源については、地域のニーズを十分勘案し、これを堅持すること。

さらに、地方の道路整備が遅れていることにかんがみ地方の道路整備財源の充実を図るとともに、地方道路整備臨時交付金の改善を行うこと。

- 3．地域の緊急課題に対応するため、地方特定道路整備事業の継続を図ること。

4．幹線道路網の整備について

(1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実情等を十分勘案するとともに、必要な国費・事業費を確保し、早期に着工、完成させること。

(2) 高速自動車国道の整備に当たっては、現行の全国料金プール制度を堅持すること。

また、地方の意見を真摯に聞くとともに、地方に新たな負担を求めないこと。

さらに、直轄方式の高速道路の整備に当たっては、地域の実情等を十分に勘案すること。

(3) 高速自動車国道の利用促進のための施策を実施すること。

(4) 地域開発のための連絡橋であり生活道路ともなっている自動車道の通行料金については、利用しやすい料金体系に改定すること。

5．安全で快適な生活環境の創造のため、交通安全対策、道路防災対策、バリアフリー施策等を促進すること。

また、積雪寒冷地帯における冬期の道路交通確保のための施策を推進すること。

6．大気汚染の防止や沿道の騒音の低減を図るため、道路環境対策を促進すること。

また、道路の整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

7．電線類の地中化を促進するため、必要な事業費を確保するとともに、対象の拡大等制度の拡充を図ること。

8．市街化区域内の相続税猶予農地において道路整備を行う場合、相続税猶予の特別措置を設けること。

以上要望する。

公営住宅に関する要望

良好な住宅を供給するため、公営住宅の整備にあたり、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公営住宅家賃の算定について、地域の実情に応じた家賃算定が出来るよう制度の改善等を図ること。
- 2．障害者の自立の促進と居住の安定を図るため、公営住宅法施行令第6条第1項の規定に、新たに知的障害者及び精神障害者に対する入居者資格を設けること。
- 3．公営住宅ストック総合改善事業については、地域の実情により弾力的な運営が図られるよう措置すること。
- 4．特定優良賃貸住宅制度における入居者負担額の更なる軽減等の対策を講じること。

以上要望する。

運輸・交通施策に関する要望

運輸・交通施策の充実強化及び地域の振興を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について

(1) 公共交通事業者等のバリアフリー化の整備促進に必要な予算を確保するとともに、鉄道事業者等に対する指導を強化すること。

(2) 交通バリアフリー施設整備に対する国庫補助採択基準の弾力的な運用並びに補助率の見直しなど、必要な予算額の確保を図ること。

2．整備新幹線の建設を促進するため、建設費関係予算を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の手続を進め、早期の着工及び事業化を推進すること。

3．鉄道の整備促進について

(1) 主要幹線鉄道、都市鉄道及び地方鉄道等の高速化、複線化、路線延長及び鉄道新線建設等の整備促進に必要な予算を確保すること。

(2) 鉄道整備を含む一体型土地区画整理事業については、総合的な支援措置を講じること。

4．空港の整備促進については、必要な国費及び事業費を確保すること。

また、地域拠点空港の運用体制の拡充及び空港周辺の総合的な開発整備等を積極的に推進すること。

5．交通需要マネジメント（TDM）施策及び高度道路交通システム（ITS）施策を推進するとともに、新しい交通システムの導入など都市内交通基盤の整備促進に対し、制度の拡充及び財政支援を図ること。

6．自動車及び自転車対策について

(1) 鉄道事業者等の自転車駐車場の設置について、関連法案の改正を含め実効ある施策を推進するとともに、施設整備に係る補助制度の充実を図ること。

(2) 自動車駐車場の整備を促進するための施策を充実し、補助制度を拡充すること。

また、違法駐車対策を強力に推進すること。

(3) 自動車の不法投棄対策を徹底するとともに、不法投棄車の迅速な処理が可能となるよう関係法令規定を整備すること。

また、路上放棄車処理協力会による費用協力について、対象範囲を拡充するなど、その充実を図ること。

さらに、離島の特殊要因を考慮し、必要な措置を講じること。

7．不審船、不法操業等については、更なる海上保安対策を推進するため、高速高機能巡視船等の整備・促進を図ること。

また、海岸に漂着した廃棄物については、適正処理を行うための

経費について特段の措置を講ずること。

8．水上バイクについては、取締り強化を図ること。

9．外国人旅行者の訪日を促進するため、中華人民共和国国民に対する訪日団体観光査証（ビザ）の発給対象地域の拡大を図ること。

以上要望する。

生活交通維持対策に関する要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持する地方バス路線及び地方鉄道路線について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．地方バス路線について

- (1) 地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線維持費の必要な予算を確保するとともに、地方の実態にあった補助制度の拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 地方自治体等が生活交通確保のため運行している必要不可欠なバス路線について、更なる財政措置を講じるとともに、必要な予算を確保すること。

2．地方鉄道について

- (1) 地域交通ネットワークに不可欠な地方鉄道の経営安定化を図るため、抜本的な政策の見直しを図ること。
- (2) 地方自治体が地方鉄道に対し経営安定化のため行っている各種の施策について、財政支援の拡充強化を図ること。

以上要望する。

港湾・海岸に関する要望

産業活動・生活を支える基幹的な社会資本である港湾等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 . 港湾整備及び海岸事業の整備促進を図るため、必要な国費・事業費を確保すること。
- 2 . 物流に係るコスト・時間を縮減し、産業の競争力を強化するため、スーパー中枢港湾及び多目的国際ターミナル等の物流基盤施設整備を推進すること。

また、沿岸地域において安全で効率的な海上輸送ネットワークの構築を図ること。

- 3 . 国際海事機関（ I M O ）における海上人命安全条約（ S O L A S 条約 ）の改正に伴い、港湾施設のセキュリティ確保に必要な施策を総合的に推進すること。
- 4 . 港湾におけるリサイクルポートと総合的な静脈物流システムの構築を図るため、基盤整備の充実・強化を図ること。

また、臨海部空間については、土地利用の再編に必要な財政上の支援措置を講じること。

- 5 . 個性を活かしたみなとまちづくりを形成するため、「みなとまちづくりプラン（仮称）」等の推進を図ること。
- 6 . 港湾・海岸における総合的な防災対策を推進するため、ハード・ソフト一体となった総合的な高潮防災対策等を強化すること。

7 . 既存港湾施設の有効活用を図るため、維持修繕に係る財政上の支援措置を充実すること。

以上要望する。